

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 14 日

各都道府県市区町村担当課 御中
各指定都市担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳事務に係る業務の委託について（通知）

住民基本台帳事務に係るシステムの開発、変更、運用、保守等の委託については、「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」（昭和 61 年自治省告示第 15 号）及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成 14 年総務省告示第 334 号）において、第三者へ原則として再委託させないこと、再委託を認める場合にはその承認の方法や基準を契約等で明らかにすべきこと等、再委託の適正な実施の確保に向けた基準を定めています。また、平成 14 年総務省告示第 334 号の実施の内容については、毎年度各地方公共団体において実施いただいている「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票による自己点検」において確認いただいているところです。

今般、国税庁から課税情報のデータ入力を委託された事業者が、国税庁に無断でマイナンバーを含む個人情報の入力業務を再委託していた事案が公表されましたが（別紙）、住民基本台帳事務においても、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を取り扱うことから、安全管理を徹底する必要があるとあり、各地方公共団体におかれては、

- ・ 地方公共団体の許諾なく再委託が行われていないか
- ・ 地方公共団体の許諾なく再委託が禁止されていることが委託先との契約等で明らかとなっているか
- ・ 委託先への監査等、委託先への必要かつ適切な監督が行われる体制となっているか

等について、改めて点検し、特定個人情報の安全管理に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

連絡先

総務省自治行政局住民制度課

館野係長、坂場係長、享保

電話：03-5253-5517

平成 30 年 12 月 14 日

国 税 庁

報 道 発 表 資 料

【概要】

今般、東京国税局及び大阪国税局から、マイナンバーを含む個人情報に記載されている源泉徴収票や支払調書など（以下、「源泉徴収票等」という。）の入力業務の委託を受けていたシステムズ・デザイン株式会社（東京都杉並区和泉 1-22-19）が契約に違反し、国税局に無断で、

- ① 国内の他の事業者に入力業務を再委託していた（再委託件数 696,614 件、うちマイナンバーが記載されているものは約 55 万件と推計）
- ② スキャナを利用して源泉徴収票等 134 件を業務に不必要にもかかわらずイメージデータとして保存していた

という事実が、国税局の監査により把握されました。

これらの行為は、国税局との契約に違反するとともに、①については番号法 10 条（許諾なき再委託の禁止）に違反し、②については同法 20 条（収集等の制限）に違反するものです。

（注）番号法とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をいう。

なお、国税局とシステムズ・デザイン株式会社がこれまで調査した限りにおいては、再委託先から外部へ個人情報が流出している痕跡はありませんでした。

また、海外の事業者への再委託が行われていないことを確認しております。

以上の事実につきましては、万全を期すために、外部専門家による精査を実施中です。

システムズ・デザイン株式会社と締結している平成 30 年度の契約については、解除しており、今後、競争参加資格の停止を措置していく予定です。

【今後の対応】

今後、各国税局が契約している源泉徴収票等の入力業務の受託業者に対して、改めてマイナンバーを含む個人情報の管理の徹底を指示いたします。

また、国税庁内に「再発防止 P T」を設置し、源泉徴収票等の入力業務の内製化をはじめ、個人情報を扱う外部委託業務のあり方の見直しを図るなど、再発防止に万全を期してまいります。

【問合せ先】

管理運営課

企画専門官 小林（内線 3882）